

流山市立南部中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

流山市立南部中学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、いじめ防止基本方針をここに定める。

「南部中宣言」

いじめを防ぐために南部中生として目指す姿（令和元年度生徒会アンケートにより作成）
みんなで作ろう仲間の輪 ～なくそう、ただの傍観者～

1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。（文部科学省；「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

(2) いじめ防止対策等の基本的な方針

いじめは人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼす可能性がある。よって、本校ではいじめを放置しない学校にすることを宣言し、いじめを生まない風土づくりに取り組むと共に、早期発見・早期解決により、いじめで苦しむ生徒を出さないようにする。

2 いじめ防止等の校内の対策組織（いじめ防止対策委員会）

(1) いじめ防止対策委員会の役割

いじめ防止対策委員会は、学校が行う全般的ないじめ問題への対策を担う。具体的には以下の取り組みを行う。

- ①いじめの防止に関する取り組み
- ②いじめの早期発見のための情報収集と記録、情報共有
- ③いじめが発生した場合における組織的な対処
- ④学校いじめ防止基本方針で定めた年間計画に基づく取り組み
- ⑤いじめ問題に対する取り組みの点検と見直し

(2) いじめ防止対策委員会の構成

	日常的な協議、取り組み	事案の対応に関すること
校長	△	○
教頭	○	○
教務主任	○	○
生徒指導主任	○	○
学年主任	○	○（当該学年）
養護教諭	○	△
スクールカウンセラー	△	△
担任	△	○（当該学級）
部活動顧問	△	△
その他関係職員	△	△

○・・・原則として参加 △・・・必要に応じて参加

3 いじめ防止における日常の対策

- (1) 夢や目的をもち、生き生きとした生活づくりを推進し、思いやりの心を全ての教育活動を通して育むように努める。
- (2) みんなで良くなる、共に伸びるというイメージを全ての生徒が共有し、お互いの成長によりよく関わられるように指導に当たる。
- (3) 自尊感情（自己肯定感）を高める。
 - ①生活に夢や目標を持たせる。
 - ②生徒の良さを積極的に認め、褒める指導を行う。
 - ③生徒指導の機能を生かした授業の展開に努め、わかる授業、充実感を持てる授業づくりを行う。
- (4) 学級経営の充実
 - ①他者を大切にす情を育み、いじめを生まない風土づくりを行う。
 - ②「共に伸びる」という視点で、集団づくりに当たる。
 - ③生徒が安心・安全に生活できるようにすることを学級経営の柱とする。
- (5) 学校行事や特別活動等を通じて自治的に活動する能力を高める。
- (6) 部活動の中で存在感・所属感を持てるように指導に当たる。また、目標に向かって切磋琢磨する中にも仲間を思いやることを教える。
- (7) 教師の言動がいじめにつながるような細心の注意を払い、教育活動に当たる。
- (8) LINE、メール、SNS等も含め、人の悪口は言わない、書かない、伝えないことを徹底する。
- (9) 道徳の時間に、いじめ防止につながる授業を適宜行う。
- (10) 保護者会等で、いじめに関する情報の提供や家庭での見守りを願う。

4 いじめの早期発見・早期対応の在り方

- (1) いじめは日常生活の何気ない中で起こる。いじめは、「いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる問題」として、常に危機意識をもち教師は学校生活の中で変化を見逃さないようにする。

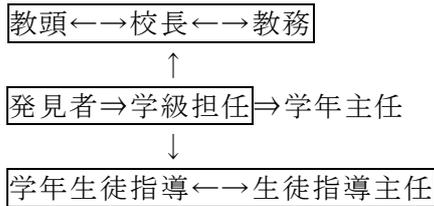
気になる変化が見られた場合は、該当生徒に声をかけるとともに、変化の原因をつかむために個別面談を適宜行う。

保護者は家庭生活の中で生徒の様子に注視し、気になることがあれば担任などの学校職員に相談し、情報共有及び連携していじめの早期発見に努める。
- (2) 学校生活アンケートを年間2回実施し、それぞれのいじめの事案に対して聞き取り調査を行うとともに、組織的に対応し早期解決を図る。また WEBQU テストを年間2回実施し、生徒理解に努める。

生徒の在学中における情報を踏まえて適切な生徒指導を行うために、アンケートは、当該年度の翌年から起算し、5年間保存とする。
- (3) いじめにあった生徒、またはいじめを見かけた生徒は、速やかに担任教師等に申し出る。
- (4) 1・2学期に教育相談期間を設け、生徒及び保護者との面談を行う。
- (5) スタディライフ（学習と生活の記録）・心の天気（ICT）を毎日確認し、早期発見、早期対応に努める。
- (6) 校内に相談室を設け、SCによる相談窓口とする。
- (7) いじめまたはいじめの疑いがあった場合は、速やかに管理職及び生徒指導主任等に報告し、いじめ対策委員会または学年等の組織で対応策を協議し対応に当たる。

(8) いじめに対する措置

①報告体制



②指導については、校内いじめ対策会議での方針を基に関係職員を中心に行う。

③いじめの被害生徒を守ることを前提に、いじめが継続している場合は、いじめをやめさせるよう全職員が一体となって指導や見守りに当たる。

④加害生徒の人権にも十分配慮し、複数の教員で聞き取りや指導に当たる。

⑤加害生徒、傍観していた生徒に対する主な指導事項

- ・いじめたことについて、心から反省させる。
- ・いじめは相手を傷つけ、自分の人格形成にも悪影響を及ぼす行為であることを理解させる。傍観者に対しても、止める、知らせる気持ちを強くもつことを伝える。
- ・いじめなどせず、他者も大切に生きる生き方を求めることで自分も成長し、他者も成長できることを伝える。
- ・いじめがあると、授業や部活動等の通常の学校生活ができなくなり、お互いに不幸だということを伝える。
- ・今後は自分の周辺でいじめがなくなるよう、しっかりした気持ちで行動させる。

⑥当該生徒の保護者に、いじめの事実と指導方針について丁寧かつ誠実な対応をする。

⑦いじめの指導後、被害生徒及び加害生徒については家庭での見守りを保護者にお願いし、気になることがあったら学校に連絡することを伝える。

⑧関係機関との連携は、校長の判断で素早く行う。特に緊急性のある犯罪行為等がある場合は、速やかに教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

⑨いじめの被害生徒の心の安定には、学校のスクールカウンセラー等がケアに当たれる環境をつくる。また、相当な期間、全職員による見守り活動を行う。

⑩いじめに関する出席停止の措置については、学校教育法第35条及び流山市小中学校管理規則第26条に沿って行う。

(9) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

南部中ルール（スマートフォンを使用する上でのルール）に従い、

①書き込みは相手のことを考えて行う。

②情報を鵜呑みにしない。

③何かあった時はスクリーンショットを撮るなど第三者が確認できるようにする。

を意識させる。また、危険を感じたら、保護者や教師等にすぐ相談するよう南部中ルールの遵守を徹底させる。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめにより生命心身財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（いじめ防止対策推進法第28条）

(2) 重大事態への対処

①重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。

②必要に応じて教育委員会と協議し、当該事案に対処する組織を設置する。

③関係生徒・保護者に対し調査方針を説明する。

- ④上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査及び指導・支援を行う。
- ⑤関係生徒・保護者に対して調査結果を報告する。
- ⑥重大事態の調査結果を流山市教育委員会に報告する。

(3) いじめ解消の定義

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 令和6年度いじめ対策年間計画

■：教職員間の活動 ○：生徒・教職員・保護者の活動

月	実施計画	学校行事
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ・職員全体のいじめ対策への共通理解 ■校内研修（いじめの早期発見・早期対応） ○学級のルール作り ○学校全体への生活のルールや、情報モラル、いじめ防止の集会 ○stand by アプリの周知 	始業式 入学式
5月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ○教育相談実施 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ○学校生活アンケート ■校内授業研究 	林間学園 市内大会 修学旅行 定期テスト
7月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ・1学期のいじめ対策の状況確認 ○3年生三者面談 ○hyper-QUの実施・分析 	葛北大会 終業式
8月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ○心配な生徒への連絡 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ○夏休み明けの生徒の変化を把握 	始業式 避難訓練 体育祭
10月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ○学校生活アンケート ■校内授業研究 	まほろば祭
11月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ○教育相談実施 ○hyper-QUの実施分析 	定期テスト
12月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ・2学期のいじめ対策の状況確認 	終業式
1月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ■校内授業研究 	始業式 3年定期テスト
2月	<ul style="list-style-type: none"> ■校内いじめ対策会議 ・次年度に向けたいじめ防止基本方針の見直し 	1・2年定期テスト

3月	■校内いじめ対策会議 ・年間のいじめ対策状況の振り返りと、継続指導内容の確実な引き継ぎ ■小中高の情報交換、指導要録の引き継ぎ	3年生を送る会 卒業式 修了式
----	---	-----------------------

※セクハラ・体罰アンケートについては随時実施していきます。

7 その他

(1) この方針は、毎年、いじめ防止対策会議等で見直し改善を図っていく。

(2) この方針は、学校のホームページで公表する。

(3) 外部機関のいじめの相談窓口

- ・千葉県こどもと親のサポートセンター（24時間） 0120-415-446
- ・子どもの人権110番（全国共通） 0120-007-110
（千葉法務局内 月～金 8:30～17:15）
- ・ヤング・テレフォン 0120-783-497
（千葉県警察少年センター 月～金 9:00～17:00）
- ・千葉いのちの電話（24時間） 043-227-3900
- ・チャイルドライン千葉 0120-99-7777
（月～土 16:00～21:00）
- ・流山市いじめ防止相談対策室 04-7157-1683
- FAX 04-7150-0809
- ・流山小中学生専用なやみホットライン 04-7150-8055